

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 2 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530083

研究課題名（和文） 企業結合関係にある会社間の利害調整と取締役の行為規制

研究課題名（英文） The adjustment of the interests between the controlling corporation and controlled corporation and regulation for the corporate directors

研究代表者

北村 雅史（KITAMURA MASASHI）

京都大学・大学院公共政策連携研究部・教授

研究者番号：90204916

研究成果の概要（和文）：支配会社と従属会社の株主の利害調整と取締役の行為規範に関する論点の研究を行った。支配会社の株主保護の論点として、多重代表訴訟や子会社の基礎的変更に対する親会社株主の関与に関する課題を検討した。従属会社の少数株主保護の論点として、親子会社間の利益相反取引における親会社および親会社取締役の子会社に対する義務と責任に関する検討を行った。

研究成果の概要（英文）：This research deals with issues relating to the adjustment of interests between the shareholders of controlling corporations and the minority shareholders of controlled corporations. As to the protection of the shareholders of controlling corporations, I pay my attentions to the rule that a shareholder of parent corporation can bring a derivative action on behalf of a subsidiary, and the rule that a general meeting of parent corporation can intervene in a basic change of subsidiary. As to the protections of the minority shareholders of controlled corporation, I pay my attentions to the duties and liabilities of the controlling corporations and their directors to the controlled corporation if controlling corporations exploit profits from the controlled corporation.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、民事法学

キーワード：商法、会社法

1. 研究開始当初の背景

(1) 企業結合関係にある会社間の利害調整を会社制定法に取り込んだドイツ法については、その規制（コンツェルン法制）に関する研究の蓄積がある。アメリカ法においては、親会社が大株主としての信認義務を子会社に対して負う。イギリスでは、影の取締役理論などが発達し、これにより親会社の子会社に対する責任論が展開する。日本では、これら外国法の紹介論文が多く存在していたが、平成9年の独占禁止法改正による持株会社解禁と平成9年以降の組織再編行為に関する規制の整備、そして平成17年会社法制定による組織再編対価柔軟化等により、企業結合法制の整備が急務になってきた。

(2) 研究代表者は、これまで単体の会社をベースとして取締役の義務と責任に関する研究を展開するとともに、企業結合の形成過程に関する当事会社間の利害調整の問題をテーマとする研究を近年の検討課題としてきた。そこで、企業結合における第二段階の研究テーマとして、企業結合の運営の局面における、当事会社の株主の利害の調整と、支配従属会社間の利益相反取引等における当事会社の経営陣の義務と責任に関する研究を行うこととした。

2. 研究の目的

(1) 企業結合関係にある会社間での利益相反取引、競争取引および会社の機会の争奪ならびに支配会社から従属会社への指揮によって、従属会社にどのような影響が出るかを、グループ企業の効率的運営の観点も含めて考察する。

(2) 支配会社による従属会社への搾取的行動に対する従属会社少数株主の保護のためどのような法制度がありうるかを、諸外国の法制度を比較検討した上で、明らかにする。

(3) 日本の会社法制において、従来、単体の会社を念頭において会社・株主利益の最大化のために行動することを義務付けられてきた取締役について、企業結合関係においては、その行為規範がどのように変容しうるのかを解明し、支配会社・従属会社それぞれの取締役の義務と責任に関する法制度のあり方を検討する。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、①企業結合関係にある会社間の利害調整のための法制度を明らかにすること、および②企業結合関係にある会社の取締役の行為規範を明らかにするという2つの柱を有する。

(2) 第一段階として、企業結合関係における従属会社少数株主保護に関する日本の文献を収集精査し、本研究の初期段階における日本の議論の到達点を確認する。そのうえで、外国文献の収集・検討を行う。

(3) 第一段階の研究で得られた知見をもとに、第二段階として、企業グループの運営の効率性と従属会社少数株主の保護の関係を重視しながら、少数株主保護のための法制度の選択肢を明らかにする。同時に、企業グループに属する会社における取締役の行為規制に関する分析を行う。この段階の研究も、第一段階と同じく、文献収集とその精読・検討が中心になる。

(4) 以上の各段階の研究結果をもとに、企業結合の運営段階における従属会社少数株主保護と、企業結合関係にある会社間の競争取引・利益相反取引にかかる取締役の義務について、論文を複数執筆する。

4. 研究成果

(1) はじめに

わが国では親子会社関係を形成している企業は多数に上り、親会社・子会社の利害関係者が複雑に絡みあうようになっている。親子会社はそれぞれが独立の法人格を有しているが、一方が他方を支配している関係上、利害関係者の利害調整が、単体の会社を念頭においている現在の会社法制で適切に対応できないのではないか、という問題はかなり以前から指摘されてきた。

(2) 親会社株主の保護——株主権の縮減

親子会社関係が創設されるとき、親会社株主は、親会社の収益の源泉である子会社の存否、組織、活動から切り離されている。たとえば、子会社を設立して親会社の重要な部門が子会社に会社分割や事業譲渡の形で移転された場合、あるいはある事業会社の株主が株式交換または株式移転により純粋持株会社である完全親会社の株主になった場合、再編後の子会社の事業は、従前の親会社の一事業または親会社株主がもともと投資した（親）会社の事業そのものであった。親会社自身の事業の一部の譲渡や会社分割等については、親会社株主は株主総会決議に参加することによって、意思決定に関与でき、また反対であれば株式買取請求権を行使できる。しかし、子会社の事業譲渡、合併等の組織再編、あるいは子会社株式の譲渡が行われる場合、経済的状況は親会社の事業譲渡や会社分割に相当するのにも、法律的には別法人の行為ないしは親会社による財産の処分となるの

で、親会社株主はそれに関与できない。また、会社の一事業部門を担当する取締役任に任務懈怠があるとき、株主はそれについて株主代表訴訟により責任を追及できるが、その事業が子会社によって行われる場合は、親会社の株主は子会社取締役の任務懈怠について責任追及をすることはできない。これが、株主権の縮減といわれる現象である。

(3) 子会社の基礎的変更への親会社株主の関与

学説においては、主としてアメリカ法およびドイツ法との比較法研究を基礎として、子会社株式の譲渡や子会社の組織再編行為が、親会社自身の事業譲渡や組織再編行為と類似することを根拠に、これに親会社の株主総会決議等を要求すべきという議論が展開された。

アメリカの多くの州会社法では、会社がその「全てまたは実質的に全ての資産の処分（売却・賃貸・交換等）」をする場合に、株主総会の承認が必要とされている。親会社による子会社株式全部の処分が、その重要性からして親会社の実質的に全ての資産の処分に該当するならば、親会社株主総会の承認が必要になる。

これに関連して、模範事業会社法 12.02 条 a 項 h 項は、概ね次のような規定を設けている。

会社資産の売却、賃貸、交換その他の処分は、それにより会社が重要な事業活動を継続できなくなる場合には、株主総会の決議が必要である。本条において、連結子会社の資産は親会社の資産とみなす。連結ベースで、最終事業年度の総資産の 25% 以上で、かつ当該事業年度の課税前利益または収益の 25% 以上が処分後に残る場合には、当該資産の譲渡によっても重要な事業活動を継続できるとみなされる。

これにより、企業グループの重要な事業が完全子会社に所有されている場合に、その事業が譲渡される場合には、親会社の株主総会の決議が必要となる。

アメリカには、模範事業会社法と同じ制定法規定を有する州（ミシガンなど）と有しない州（ニューヨークなど）、さらに 25% 等の基準を明示せずに、子会社の資産の譲渡が親会社の資産の全てまたは実質的に全てを構成する場合には、親会社株主総会の承認が必要であるとする州がある。

ドイツでは、連邦通常裁判所のホルツミュラー判決（1982年）およびジュラティエネ判決（2004年）により、子会社に関する事項が親会社株主にとって基礎的変更に関与する程度に影響を及ぼす場合には、親会社株主総会の決議が必要（不文の総会権限）であるとの判例法理が存在する。ただし、後

者の判決は、コンツェルン再編等に関する支配会社取締役の裁量に限界を設定し、支配会社株主総会の関与を認める趣旨を打ち出した前者の判決の射程範囲を著しく制限するものと評価されており、現在のドイツでは、後者の判例法理を推し進めて、親会社に関与できる子会社の行為は、完全子会社がその全財産を譲渡する場合等に限定される（親会社が親会社の資産全部を譲渡する契約を締結するには、親会社の株主総会の承認が必要（株式法 179a 条））と解する学説も主張されている。

わが国でも、平成 10（1998）年 7 月に法務省民事局参事官室が行った意見照会「親子会社法制等に関する問題点」で、すでにこの問題について触れられている。平成 21 年 7 月に公表された「民主党公開会社法案」でも「子会社の重要な意思決定は、親会社の株主総会で承認を要する。」とされている。一方、経済界からは、子会社株式の譲渡や子会社の組織再編に親会社株主総会の関与を要するとすれば、企業グループ経営のメリットを損なうとして、反対論が強い。

この問題についての私見は以下のとおりである。子会社株式の譲渡や子会社の組織再編行為は、実質的に親会社の取締役（会）の決定によって行われるが、それが、親会社自身の定款所定の目的事業の範囲内であるかぎり、親会社株主の想定する投資財産の運用方法というべきであり、これらに親会社株主が関与する必要性は、原則的にない。親子会社関係が形成されてから親会社株式を取得した株主はもちろんのこと、組織再編行為によって強制的に親会社株主に地位を変えられた者についても、当該組織再編行為の段階で、株主総会に参加する機会と株式買取請求権の行使の機会が与えられていたのであるから、その後の子会社の組織再編行為等について、親会社自身のもと同視するような規制は不要である。

仮に、子会社の重要な意思決定に親会社株主が関与できるとすると、その関与の仕方も検討課題となる。これには、①親会社と子会社の両方の株主総会決議を要する方法と、②親会社株主も持株比率に応じて子会社の株主総会で議決権を行使できるという方法が考えられる。①については、意思決定の迅速性が害されるという問題点が顕著に現れる。②は、親会社株主が子会社株主総会において有する議決権数の算出や子会社による親会社株主の把握など、技術的な困難が指摘される。

(4) 多重代表訴訟

多重代表訴訟とは、親会社の株主が、子会社およびその株主である親会社に代わって、子会社の損害賠償請求権を行使し、子会社の

役員を責任を追及する訴訟である。アメリカでは、初期には法人格否認を根拠に（親会社と子会社を一体視することにより、親会社株主に子会社＝親会社の取締役等の責任を追及することを認める）二重代表訴訟を認め、後に様々な根拠により、二重（多重）代表訴訟の適用範囲を拡大してきた。

多重代表訴訟の導入に対して、わが国の経済界はおおむね反対である。3つほど、理由が挙げられている。まず、多重代表訴訟の原告適格を有する親会社株主の要件をどのように設定するかが困難である。例えば、子会社が完全子会社でない場合に、一定割合以上の親会社株式を保有する株主に原告適格を与えた場合、親会社株主が子会社少数株主を乗り越えて責任追及できることになってしまい、子会社少数株主の利益に反する場合は生じる。

第2に、どのような場合に多重代表訴訟を提起できるかについても、要件設定に困難が伴う。例えば、子会社に損害が生じているがそれに伴い親会社には利益が生じているような場合、親会社株主に子会社取締役の責任追及を認めることは適切ではない。

第3に、従来訴訟リスクが小さかった子会社で、仮に多重代表訴訟制度が導入されると、グループ経営が萎縮することにつながりかねない。

第1と第2の理由は、多重代表訴訟の要件論からの批判であり、第3の理由が政策的見地からの批判である。第1の理由は、親会社株主に子会社取締役等の責任追及を認めると、子会社少数株主の利益に反することがあるというが、一方で、多重代表訴訟には、親会社が子会社取締役等の責任を追及しない場合に、子会社少数株主と親会社少数株主に子会社取締役の責任追及を認めることによって、子会社の経営監督是正が促進されるとの見方もある。また、仮に親会社株主による責任追及が子会社少数株主の利益を害する場合は想定されるとするならば、完全親子会社の場合にのみ多重代表訴訟を認めるという方法もありうる。

第2の理由は、この議論が株主権の縮減に対する親会社株主の保護を出発点としている以上、もっともな批判である。これに応えるためには、親会社・子会社いずれにも損害が生じていることを、多重代表訴訟提起の前提要件にすべきことにならう。ただし、子会社に損害をもたらした業務執行により親会社が損害を被ったことの認定（因果関係のある損害の認定）を裁判所が行うのは容易でないと思われる。

第3の批判について、訴訟リスクが少ないことがわが国において親子上場の状態が継続している理由の一つと考えられており、また親子上場がわが国の経済界で一定の評価

を得ている現状からしても、多重代表訴訟の導入の検討にあたっては、親子会社関係の利用を損なわないように配慮すべきである。

多重代表訴訟の基本的な構造を、通常の株主代表訴訟の構造に準じて純粋に考えるならば、親会社が子会社株主として有する代表訴訟提起権を親会社株主が親会社に代わって行使するものとなる。制度の趣旨は、子会社取締役の責任を追及するのは子会社（の役員）であるが、その提訴懈怠の可能性があるため、親会社が子会社株主として子会社取締役の責任を追及すべきところ、親子会社関係から親会社（の役員）も子会社取締役の責任追及を懈怠する可能性があるため、親会社株主に、子会社取締役の責任追及訴訟を認めるということである。ただし、子会社取締役の責任追及を含む子会社の管理は親会社取締役の経営判断事項であるため、多重代表訴訟は、非常に例外的な事象に対する救済策として検討すべきであろう。

（5）子会社の少数株主等の保護——親子会社間取引の場合

親子会社間で取引がされるとき、子会社の取締役は親会社の意向を無視することができないために、親会社との間の取引条件が子会社にとって不利なものであっても、取引を承認する可能性がある。子会社間（兄弟会社間）取引でも、弟会社の取締役が親会社の意向に従って、兄会社に有利で弟会社に不利な条件の取引を承認することもありうる。

ドイツでは、株式法における契約コンツェルン規制（株式法291条以下）と事実上のコンツェルン規制（同311条以下）により、この問題に対処している。ドイツのコンツェルンの大部分は支配契約等を締結しない事実上のコンツェルンである。そこでは、従属会社が支配企業の影響力行使により損失を被った場合、支配企業は、従属会社の事業年度末までに従属会社に生じた不利益を補償する義務を負うが（同311条1項）、従属会社に生じた損害を直ちに賠償する必要はない。

アメリカでは、支配株主は役員等と同じく会社ないし少数株主に対して信託義務を負うものとされ、これにより、親子会社間の利益相反問題に対処している。

わが国でも、このような制度にならって、親会社の子会社に対する責任を定めるべきという立法提案がされている。もっとも、経済界は慎重な意見が強く、学説にも、親子会社の利益相反にかかる問題は、開示ルールを充実させることを前提として、さまざまな市場の規律等のメカニズムに基本的に委ねるべきであるとの見解がある。具体的には、親子会社間の取引の条件や、親会社による私的便益の引出しへの歯止めに関する事項を、企

業グループにあらかじめ決定させ、それを開示させることを要求すべきという。実際に、親子会社にかかる開示は、近時の会社法・金融商品取引法および取引所のルール的发展により、相当に充実したものとなっている。

(6) 子会社株主による親会社・親会社役員に対する責任追及

子会社の少数派株主が親会社ないし親会社の取締役に対して子会社に生じた損害の賠償を会社に代わって請求することを認めることは、いわば、下から上への多重代表訴訟である。

ドイツでは、支配会社が従属会社に対する影響力を行使して従属会社に損害を及ぼした場合、支配企業は従属会社の営業年度末までに従属会社に生じた不利益を補償しなければならない(株式法311条1項)。支配会社が不利益補償を行わない場合には、従属会社は支配会社に対して損害賠償を請求できるところ(同317条1項)、従属会社の株主は、支配会社に対し、この損害賠償責任を追及する訴訟を提起することができる(同317条4項、309条4項。単独株主権)。

なお、ドイツでは、2005年改正により、額面10万ユーロ以上の株式を有する株主は、一定の手続を経た上で、自己の名をもって、発起人等、取締役、監査役の会社に対する責任、ならびに会社に影響力を行使して損害を与えた者の会社に対する責任(株式法117条)を追及する訴訟を提起することができることになった(同148条)。もともと、同条は、主として役員に対する株主代表訴訟制度を認めたことに意義が認められる。

アメリカでは、支配株主が会社に対して信託義務を負うことを前提に、支配株主の信託義務違反に基づく責任を、株主代表訴訟で追及することが認められているので、これにより、親会社の責任を子会社少数株主が追及することが可能になっている。

この問題は、会社の業務執行が支配株主の指示によって行われたところ、それにより会社に損害が生じたとき、支配株主は会社に対して責任を負うか、そしてその責任を株主が代表訴訟で追及できるか、という問題に関連するといえる。わが国の学説には、親子上場のコスト・ベネフィットに関する実証研究に基づき、会社法によって、支配株主の忠実義務を導入し、利益相反行為によって損害を被った子会社少数株主に、親会社に対して損害賠償請求訴訟を提起し裁判で争う途を開くべきであると提案するものがある。これを認めると、上場親会社の訴訟リスクが増大する。アメリカでは、それゆえ、親子上場は過渡期的(スピンオフまたは完全子会社化する前の一時)なものである

(7) 本研究のインパクト等

本研究期間中の平成22年2月24日に法務大臣による法制審議会に対する会社法制の見直しに関する諮問(諮問第91号)があった。この諮問において、親子会社法制は、企業統治と並ぶ、改正項目の2本柱の一つと位置づけられた。この問題は、「会社法制部会」に付託され、平成23年12月の「会社法制の見直しに関する中間試案」の公表を経て、現在継続的に審議されている。

本研究の最終段階で上記「中間試案」が出されたが、本研究期間の各年度に研究代表者が公表した論文や研究代表者が参加した座談会記録等は、会社法制部会での審議にも一定の影響を与えたと考えられる。今後は、会社法制部会の審議状況を注意深く観察しながら、企業結合法制につき、引き続き研究を続ける予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

- ① 北村雅史、親会社株主による帳簿閲覧請求と拒絶事由、査読無、法学教室376号、2012、112-118
- ② 北村雅史、楽天対TBS株式買取価格決定事件最高裁決定と公正な価格の算定基準時、査読無、商事法務1941号、2011、4-16
- ③ 北村雅史、親子会社法制に関する検討課題、査読無、大証金融商品取引法研究会4号、2011、141-199
- ④ 北村雅史、競業取引・利益相反取引と取締役の任務懈怠責任、川濱昇ほか編『森本滋先生還暦記念 企業法の課題と展望』(商事法務)、査読無2009、193-249

6. 研究組織

(1) 研究代表者

北村 雅史 (KITAMURA MASASHI)
京都大学・大学院公共政策連携研究部・教授
研究者番号：90204916

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：